

**令和 7 年第 4 回泉南市議会定例會議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議案一覧表

(令和7年12月3日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	5
議案	2	泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7
議案	3	泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	4	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	5	泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案	6	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案	7	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案	8	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案	9	令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）	49

議案第1号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内

氏 名 宇摩谷 里美（うまや さとみ）

生年月日 ○年○月○日

職 業 地方公務員

提案理由

人権擁護委員奥加奈子氏が、令和8年6月30日をもって任期満了となるため、同委員の後任の人権擁護委員として宇摩谷里美氏を最適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第1号参考

宇摩谷 里美 氏 経歴

昭和56年 3月 常磐会短期大学卒業
同 56年 4月 泉南市立幼稚園勤務
平成31年 3月 泉南市立幼稚園退職
令和 1年 5月 泉南市教育委員会臨時の任用職員 勤務
同 3年 3月 泉南市教育委員会会計年度任用職員 退職
同 4年 5月 泉南市教育委員会会計年度任用職員(現在に至る)
同 4年12月 泉南市民生委員・児童委員(現在に至る)

議案第2号

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が制定され、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものとする。

　（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

　（最低基準の目的等）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、

適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者は、泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。
(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。
(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによつ

て、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助

言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準

法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることが

できる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用していいる乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)
(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、選挙運動用ポスター及びビラ作成に係る公営の単価を引き上げるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年泉南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、

なお従前の例による。

議案第4号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）による移動端末設備に関する定義規定の移動により、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 8 年泉南市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

議案第5号

泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳に記載されていない者の情報の管理を行う住登外者宛名番号管理機能が標準準拠システムに実装されることにより、当該機能に関する事務を個人番号の独自利用事務として追加するとともに、管理する住登外者宛名情報を必要な範囲で利用及び提供を可能とするほか所要の改正を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

泉南市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年泉南市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

泉南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第 1 中「重度」を「泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年泉南市条例第 30 号）による重度」に、「ひとり親」を「泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和 55 年泉南市条例第 7 号）によるひとり親」に、「子ども」を「泉南市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 6 年泉南市条例第 25 号）による子ども」に改め、「又は特例給付」を削り、「特別」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別」に、「

9 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」を「

9 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	泉南市就学援助規則（平成17年泉南市教育委員会規則第4号）による就学援助（医療費を除く。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	泉南市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報

1 市長	泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） (4) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下
------	--	--

「児童扶養手当関係情報」という。)

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）
- (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
- (7) 泉南市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療関係情報」という。）
- (8) 泉南市ひとり親家庭の医療費の

		<p>助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療関係情報」という。）</p> <p>(9) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</p>
2 市長	泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報</p> <p>(5) 障害者関係情報</p> <p>(6) 住民票関係情報</p> <p>(7) 子ども医療関係情報</p> <p>(8) 泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療関係情報」という。）</p> <p>(9) 住登外者宛名情報</p>

3 市長	泉南市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 障害者関係情報 (6) 住民票関係情報 (7) ひとり親医療関係情報 (8) 重度障害者医療関係情報 (9) 住登外者宛名情報
4 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 児童扶養手当関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報 (4) 住登外者宛名情報
5 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 児童手当法による児童手当の支給に関する情報 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当

		<p>の支給に関する情報</p> <p>(5) 障害者関係情報</p> <p>(6) 住民票関係情報</p> <p>(7) 住登外者宛名情報</p>
6 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 障害者関係情報</p> <p>(3) 住民票関係情報</p> <p>(4) 住登外者宛名情報</p>
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）</p> <p>(4) 医療保険給付関係情報</p> <p>(5) 住民票関係情報</p> <p>(6) 住登外者宛名情報</p>

8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 介護保険給付等関係情報 (3) 障害者関係情報 (4) 医療保険給付関係情報 (5) 住民票関係情報 (6) 住登外者宛名情報
9 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務、法第9条第1項に規定する準法定事務及び別表第1の各項（9の項から12の項までを除く。）の右欄に掲げる事務において保有する情報
10 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務	住登外者宛名情報
11 教育委員会	泉南市就学援助規則による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報
12 教育	泉南市特別支援教育就学奨励費の支給に	住登外者宛名情報

委員会	関する事務であって規則で定めるもの	
1 3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務、法第9条第1項に規定する準法定事務及び別表第1の各項（10の項及び11の項に限る。）の右欄に掲げる事務において保有する情報
1 4 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務	住登外者宛名情報

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報
2 教育委員会	泉南市就学援助規則	市長	(1) 生活保護関係情報

	による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの		(2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報 (4) 住登外者宛名情報
3 教育委員会	泉南市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報 (4) 住登外者宛名情報
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、投票管理者等の費用弁償額を引き上げるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年泉南市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

投票所の投票管理者	職務時間が 7 時間を超える者	日額 12,500 円
	職務時間が 7 時間以下の者	日額 6,250 円
投票所の投票立会人	立会時間が 7 時間を超える者	日額 11,500 円
	立会時間が 7 時間以下の者	日額 5,750 円
期日前投票所の投票管理者	職務時間が 6 時間を超える者	日額 11,500 円
	職務時間が 6 時間以下の者	日額 5,750 円
期日前投票所の投票立会人	立会時間が 6 時間を超える者	日額 10,500 円
	立会時間が 6 時間以下の者	日額 5,250 円

」を「

投票所の投票管理者	職務時間が 7 時間を超える者	日額 14,500 円
	職務時間が 7 時間以下の者	日額 7,250 円
投票所の投票立会人	立会時間が 7 時間を超える者	日額 12,400 円
	立会時間が 7 時間以下の者	日額 6,200 円
期日前投票所の投票管理者	職務時間が 6 時間を超える者	日額 12,800 円
	職務時間が 6 時間以下の者	日額 6,400 円
期日前投票所の投票立会人	立会時間が 6 時間を超える者	日額 10,900 円
	立会時間が 6 時間以下の者	日額 5,450 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第7号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、指定介護予防支援事業者の指定対象が拡大されたことに伴い、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた際の手数料を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成 12 年泉南市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 4 6 の項中「

法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
法第 79 条の 2 第 1 項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の指定介	1 件につき 10,000 円

護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該 2 の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）に対する審査

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第8号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備工事を行うことができるよう、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 1 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例（平成 5 年泉南市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、市が実施する工事又は災害その他非常の場合において市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事についてはこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度大阪府泉南市的一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,859,403千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月3日提出

泉南市長 山本優真

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,703,443	1,207	6,704,650
	2 国庫補助金	1,554,697	1,207	1,555,904
16 府支出金		2,720,341	560	2,720,901
	2 府補助金	740,186	560	740,746
18 寄附金		1,513,063	805	1,513,868
	1 寄附金	1,513,063	805	1,513,868
19 繰入金		2,738,629	4,896	2,743,525
	1 基金繰入金	2,731,550	4,896	2,736,446
歳入	合計	32,851,935	7,468	32,859,403

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,797,622	2,814	3,800,436
	1 総務管理費	3,124,156	2,814	3,126,970
3 民生費		14,239,044	243	14,239,287
	1 社会福祉費	5,506,918	125	5,507,043
	2 児童福祉費	4,638,218	118	4,638,336
4 衛生費		2,101,881	755	2,102,636
	1 保健衛生費	742,645	755	743,400
9 教育費		4,298,614	4,956	4,303,570
	1 教育総務費	1,640,770	0	1,640,770
	2 小学校費	1,132,954	3,233	1,136,187
	3 中学校費	524,156	1,673	525,829
	5 社会教育費	538,772	50	538,822
10 公債費		2,202,424	△ 1,300	2,201,124
	1 公債費	2,202,424	△ 1,300	2,201,124
歳出	合計	32,851,935	7,468	32,859,403

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム更新事業 (令和7年度)	令和7年度～ 令和13年度	58,168千円
戸籍標準準拠システム構築業務委託事業 (令和7年度)	令和7年度～ 令和8年度	72,336千円
地域福祉計画策定業務委託事業 (令和7年度)	令和7年度～ 令和8年度	6,297千円
障害福祉計画等策定業務委託事業 (令和7年度)	令和7年度～ 令和8年度	6,226千円

令和 7 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）事項別明細書

歳
入

(単位：千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
15 国庫支出金		6,703,443	1,207	6,704,650			
(2) 国庫補助金		1,554,697	1,207	1,555,904			
	1) 総務費国庫補助金	411,184	756	411,940	1. 総務管理費補助金	756	困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金
	2) 民生費国庫補助金	469,430	451	469,881	2. 児童福祉費補助金	451	保育対策総合支援事業費補助金 58 子ども・子育て支援事業費補助金（家庭支援課） 302 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（子ども政策課） 91
16 府支出金		2,720,341	560	2,720,901			
(2) 府補助金		740,186	560	740,746			
	8) 教育費府補助金	228,187	560	228,747	1. 教育総務費補助金	560	教育支援体制整備事業費補助金
18 寄附金		1,513,063	805	1,513,868			
(1) 寄附金		1,513,063	805	1,513,868			
	4) 衛生費寄附金	0	755	755	1. 保健衛生費寄附金	755	成人健康増進事業寄附金
	5) 教育費寄附金	0	50	50	1. 社会教育費寄附金	50	図書購入寄附金
19 繰入金		2,738,629	4,896	2,743,525			
(1) 基金繰入金		2,731,550	4,896	2,736,446			
	8) 財政調整基金繰入金	58,837	4,896	63,733	1. 財政調整基金繰入金	4,896	財政調整基金繰入金
歳入合計		32,851,935	7,468	32,859,403			

款 19 繰入金 項 1 基金繰入金

歳
出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 : 千円)

款項目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	3,797,622	2,814	3,800,436	756	2,058	
				国庫支出金 756		
(1) 総務管理費	3,124,156	2,814	3,126,970	756	2,058	
				国庫支出金 756		
4) 行政管理費	5,668	2,799	8,467		2,799	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	2,799	
[1] 行政事務事業	5,668	2,799	8,467		2,799	総務課
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	2,799	弁護士報酬
10) 情報管理費	470,345	15	470,360		15	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	15	
[4] 行政LAN事業	149,806	15	149,821		15	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	15	プロポーザル選定委員会委員報酬
12) 人権推進費	70,887	0	70,887	756	△756	
				国庫支出金 756		
[1] 人件費事業	45,524	0	45,524	720	△720	秘書人事課
				国庫支出金 720		
				[総務管理費補助金 720]		
[10] 男女平等参画啓発事業	986	0	986	36	△36	人権推進課
				国庫支出金 36		
				[総務管理費補助金 36]		

3 民生費	14,239,044	243	14,239,287	451	△208	
				国庫支出金 451		
(1) 社会福祉費	5,506,918	125	5,507,043		125	
1) 社会福祉総務費	436,273	125	436,398		125	
[13] 福祉のまちづくり推進計画推進事業	347	125		節 区 分	金額	
				1. 報酬	113	
				13. 使用料及び賃借料	12	
					125	生活福祉課
				節 区 分	金額	
				1. 報酬	113	プロポーザル選定委員会委員報酬
				13. 使用料及び賃借料	12	会場借上料
(2) 児童福祉費	4,638,218	118		451	△333	
1) 児童福祉総務費	1,576,704	0		国庫支出金 451		
[2] 児童手当事業	1,512,343	0		302	△302	
5) 保育子育て支援費	124,119	0		国庫支出金 302 [児童福祉費補助金 302]	△302	家庭支援課
[1] 人件費事業	115,332	0		91	△91	
6) 保育教育支援費	2,028,077	118	2,028,195	国庫支出金 91 [児童福祉費補助金 91]	△91	秘書人事課
				58	60	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款項目事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
〔 2〕認定こども園事業	38,025	118	38,143	国庫支出金 58		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	118	
4 衛生費	2,101,881	755	2,102,636	58	60	保育子ども課
				国庫支出金 58 〔 児童福祉費補助金 58 〕		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	118	機械器具費
(1) 保健衛生費	742,645	755	743,400	755		
				寄附金 755		
5) 成人病対策費	57,418	755	58,173	755		
				寄附金 755		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	755	
〔 1〕成人健康増進事業	1,540	755	2,295	755		保健推進課
				寄附金 755 〔 保健衛生費寄附金 755 〕		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	755	機械器具費
9 教育費	4,298,614	4,956	4,303,570	610	4,346	

				府支出金 560		
				寄附金 50		
(1) 教育総務費	1,640,770	0	1,640,770	560	△560	
				府支出金 560		
2) 事務局費	895,337	0	895,337	560	△560	
				府支出金 560		
[1] 人件費事業	491,703	0	491,703	560	△560	秘書人事課
				府支出金 560		
(2) 小学校費	1,132,954	3,233	1,136,187		3,233	
4) 学校給食センタ 一費	254,622	3,233	257,855		3,233	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,233	
[3] 物価高騰対応支 援事業	31,328	3,233	34,561		3,233	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,233	学校給食費負担軽減補助金
(3) 中学校費	524,156	1,673	525,829		1,673	
4) 中学校給食費	114,408	1,673	116,081		1,673	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,673	
[2] 物価高騰対応支 援事業	17,369	1,673	19,042		1,673	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,673	学校給食費負担軽減補助金

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位:千円)

款項目事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(5) 社会教育費	538,772	50	538,822	50		
				寄附金 50		
9) 図書館及びホー ル費	118,755	50	118,805	50		
				寄附金 50		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	50	
[2] 図書館運営事業	20,257	50	20,307	50		文化振興課
				寄附金 50		
				[社会教育費寄附金 50]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	50	図書購入費
10 公債費	2,202,424	△1,300	2,201,124		△1,300	
(1) 公債費	2,202,424	△1,300	2,201,124		△1,300	
1) 元金	2,097,050	△2,000	2,095,050		△2,000	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△2,000	
[1] 市債管理事業(元金)	2,097,050	△2,000	2,095,050		△2,000	財政課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△2,000	市債元金償還金
2) 利子	105,374	700	106,074		700	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	700	

[1] 市債管理事業（利子）	104,227	700	104,927		700	財政課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び割引料	700	市債利子償還金
歳出合計	32,851,935	7,468	32,859,403			
				国庫支出金 1,207		
				府支出金 560		
				寄附金 805		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区分	職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,725	千円 10,555	千円 2,373	千円 668	千円 37,321	千円 7,221	千円 44,542
	議 員	15	82,072	0	37,298	0	0	119,370	21,984	141,354
	その他の特別職	1,147	88,746	0	0	0	0	88,746	0	88,746
	計	1,165	170,818	23,725	47,853	2,373	668	245,437	29,205	274,642
補正前	長 等	3	0	23,725	10,555	2,373	668	37,321	7,221	44,542
	議 員	15	82,072	0	37,298	0	0	119,370	21,984	141,354
	その他の特別職	1,141	88,618	0	0	0	0	88,618	0	88,618
	計	1,159	170,690	23,725	47,853	2,373	668	245,309	29,205	274,514
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の特別職	6	128	0	0	0	0	128	0	128
	計	6	128	0	0	0	0	128	0	128

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位 : 千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,138,036		9,138,036	27.8
2 地方譲与税	171,900		171,900	0.5
3 利子割交付金	10,900		10,900	—
4 配当割交付金	54,100		54,100	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	73,600		73,600	0.2
6 法人事業税交付金	189,900		189,900	0.6
7 地方消費税交付金	1,450,500		1,450,500	4.4
8 ゴルフ場利用税交付金	36,200		36,200	0.1
9 環境性能割交付金	37,300		37,300	0.1
10 地方特例交付金	39,852		39,852	0.1
11 地方交付税	4,551,933		4,551,933	13.9
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	61,029		61,029	0.2
14 使用料及び手数料	337,609		337,609	1.0
15 国庫支出金	6,703,443	1,207	6,704,650	20.5
16 府支出金	2,720,341	560	2,720,901	8.3
17 財産収入	37,800		37,800	0.1
18 寄附金	1,513,063	805	1,513,868	4.7
19 繰入金	2,738,629	4,896	2,743,525	8.3
20 諸収入	324,531		324,531	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,342,900		2,342,900	7.1
22 繰越金	310,369		310,369	0.9
歳 入 合 計	32,851,935	7,468	32,859,403	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	216,521		216,521	0.7
2 総務費	3,797,622	2,814	3,800,436	11.6
3 民生費	14,239,044	243	14,239,287	43.3
4 衛生費	2,101,881	755	2,102,636	6.4
5 農林水産業費	189,589		189,589	0.6
6 商工費	302,699		302,699	0.9
7 土木費	2,448,759		2,448,759	7.4
8 消防費	899,917		899,917	2.7
9 教育費	4,298,614	4,956	4,303,570	13.1
10 公債費	2,202,424	△1,300	2,201,124	6.7
11 諸支出金	2,134,865		2,134,865	6.5
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	32,851,935	7,468	32,859,403	100.0